

公益社団法人全国公営住宅火災共済機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構（以下「本機構」という。）と称する。

2 本機構名の英文訳は、「The Mutual Fire Insurance System for Public Housing」とする。

(事務所)

第2条 本機構は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本機構は、理事会の議決によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本機構は、公営住宅を経営する地方公共団体から地方自治法第263条の2の規定に基づく住宅の損害に対する相互救済事業の委託を受けて、住宅の火災（落雷及び爆発を含む。以下同じ。）による損害（消火活動に伴う損害を含む。以下同じ。）について相互救済事業を行うとともに、併せて住宅・施設の災害防止事業への助成を行い、地方公共団体の経営する住宅の機能の維持改善に資することにより、国民の住生活の安定確保及び向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 地方公共団体の経営する住宅の火災による損害についての相互救済事業
- 二 住宅及び入居者の共同の福祉のために必要な施設（以下「共同施設」という。）の修復に加えて行う修復・改善事業に対する助成事業
- 三 火災以外の災害（地震による火災を含む。）により損害を受けた住宅に対する見舞金交付事業
- 四 住宅及び共同施設の防火及び防災等に関する助成事業
- 五 住宅に係る災害共済事業に関する調査研究事業
- 六 住宅の災害防止に関する調査研究事業
- 七 前各号の事業に付随する事業
- 八 所有建物の賃貸に関する事業
- 九 その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本機構の会員は、公営住宅を経営する地方公共団体であって本機構の目的に賛同

して入会したものとする。

2 前項に定める会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第6条 本機構に入会しようとする者は、別に定める住宅火災共済事業実施規程に基づき第4条第1項の事業への委託申し込みを行い理事長の承認を受けなければならない。

（退会）

第7条 会員は、理事長に申し出ることにより、いつでも退会することができる。

（除名）

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 本機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 総会員が同意したとき。
- 二 当該会員団体が合併を除く事由により廃止されたとき。

第4章 総会

（種別）

第10条 本機構の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（構成）

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

（権限）

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 定時総会は、毎年度1回、6月末までに開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

（招集）

第14条 総会は、次項又は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき

理事長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

(定足数)

第16条 総会は、この定款に特別の定めのある場合を除き、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、1会員につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第19条 会員は、法令で定めるところにより、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本機構に提出しなければならない。

(書面等による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって表決することができる。

2 前項の場合における、第16条及び第18条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

(総会決議の省略)

第21条 理事長又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第22条 理事長が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、

当該事項を総会に報告することを要しないことにつき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。
(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 役員

(種別及び定数)

第 24 条 本機構に、次の役員を置く。

- 一 理事 10 名以上 15 名以内
- 二 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、会員である地方公共団体の長若しくは補助機関又は公営住宅に関する行政、地方行政若しくは共済事業に学識経験のある者の中から、総会において選任するものとする。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本機構を代表し、その業務を総理する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより本機構の業務を処理する。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 28 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 30 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び会員である地方公共団体の長又は補助機関以外の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員にはその職務に要する費用を弁償することができる。

(職務執行状況の報告)

第 31 条 理事長及び専務理事は、自己の職務の執行の状況について、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上理事会に報告をしなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 本機構に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本機構の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び専務理事の選定及び解職
- 四 理事長が必要と認めて付議した事項

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 定例理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事長が必要と認めたとき。
- 二 理事から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 1 週間前までに通知しなければならない。

4 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告は省略する。

- 2 前項の規定は、第31条の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 顧問及び運営審議員

(顧問)

第40条 本機構に任意の機関として顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本機構の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。
- 4 顧問に対する報酬は、総会で定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(運営審議員)

第41条 本機構に、任意の機関として運営審議員25名以内を置くことができる。

- 2 運営審議員は、理事会の推薦に基づき、第25条第1項の理事及び監事の選任資格のある者の中から、理事長が委嘱する。
- 3 運営審議員は、非常勤とし、無報酬とする。
- 4 運営審議員の任期は、第28条の規定を準用する。この場合において「役員」とあるものは、「運営審議員」と読み替えるものとする。
- 5 運営審議員は、運営協議会において、本機構の運営に関し意見を述べるものとする。

第8章 運営協議会

(運営協議会)

第42条 本機構の状況について意見を交換するため、任意の機関として理事長、専務理事、理事及び運営審議員により構成する運営協議会を置く。

- 2 運営協議会は、毎年1回理事長が招集するものとする。
- 3 運営協議会に議長を置き、第1項に掲げる者の中から互選する。
- 4 監事は、運営協議会に出席し、意見を述べることができる。

第9章 財産及び会計

(財産の構成)

第43条 本機構の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 火災共済掛金収入

- 二 寄付金収入
- 三 財産から生ずる収入
- 四 その他の収入

(財産の管理)

第 44 条 本機構の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が定める。

(経費の支弁)

第 45 条 本機構の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 46 条 本機構の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 本機構の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本機構の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事の名簿
- 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(責任準備金等)

第 49 条 本機構は、毎決算期において、損害保険会社に適用される保険業法及び同法施行規則の規定の定めに基づいて、第 4 条第 1 号から第 3 号の事業に対する将来における債務の履行に備えるため、責任準備金等を積み立てなければならない。

2 前項の積立てに関し必要な事項は理事会の決議により、別に定める。

(長期借入金)

第50条 本機構が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第51条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第48条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第52条 本機構の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を得て理事長が任免し、職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第54条 本機構は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 本機構が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 本機構が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、本機構の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(業務方法基本規程)

第58条 第4条に規定する住宅災害共済事業のうち、第1号から第4号までに掲げる事業については、理事会の議決によりその業務方法に関する準則を定めた業務方法基本規

程を作成しなければならない。

(公告の方法)

第 59 条 本機構の公告は、日本経済新聞全国版に掲載することにより行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本機構の最初の代表理事（理事長）は河崎広二とする。
- 3 本機構の最初の業務執行理事（専務理事）は番場哲晴とする。
- 4 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 46 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 社団法人全国公営住宅火災共済機構の諸規程等は、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。